

議案第 87 号

地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の  
整理に関する条例制定について

地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条  
例を次のとおり制定する。

令和 2 年 12 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理  
に関する条例

(境港市介護保険条例の一部改正)

第1条 境港市介護保険条例(平成12年境港市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては」を「その年中においては」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(境港市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 境港市後期高齢者医療に関する条例(平成20年境港市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては」を「その年中においては」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(境港市公共下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 境港市公共下水道条例の一部を改正する条例(平成20年境港市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては」を「その年中においては」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例(平成21年境港市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては」を「その年中においては」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の境港市介護保険条例附則第6条、境港市後期高齢者医療に関する条例附則第2条、境港市公共下水道条例の一部を改正する条例附則第3項及び境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定は、施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 延滞金の特例割合の名称変更（第1条から第4条まで関係）  
地方税法の改正に伴い、延滞金の負担軽減を図るための特例に係る割合である「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改める等の所要の改正を行う。
- 2 施行期日  
令和3年1月1日

議案第 88 号

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 12 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

境港市個人番号の利用等に関する条例（平成27年境港市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|      |   |
|------|---|
| 3 市長 | 保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|---|

」を

「

|      |  |
|------|--|
| 3 市長 | 保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 4 市長 | 境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）別表第1号から第3号まで、第7号及び第8号の規定による身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る医療費の助成（以下「障害者特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 境港市特別医療費助成条例別表第4号の規定による特定の疾病患者に係る医療費の助成（以下「特定疾病特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 6 市長 | 境港市特別医療費助成条例別表第5号の規定によるひとり親家庭に係る医療費の助成（以下「ひとり親家庭特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 7 市長 | 境港市特別医療費助成条例別表第6号の規定による小児に係る医療費の助成（以下「小児特別医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの  |

」に

改める。

別表第2中

|      |   |
|------|---|
| 3 市長 | 保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|---|

」を

|      |   |
|------|---|
| 3 市長 | 保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 障害者特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 5 市長 | 特定疾病特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 6 市長 | ひとり親家庭特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 7 市長 | 小児特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの   |

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の境港市個人番号の利用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 個人番号の独自利用事務の追加（別表第1及び別表第2関係）  
個人番号の独自利用事務に特別医療費助成事務を追加する。
  
- 2 施行期日  
令和3年1月1日



議案第 89 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 12 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第22条の2中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改める。

附則第3項中「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」を「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」に、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準等の見直し（第22条及び附則第3項関係）

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者（以下「給与所得者等」という。）の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

給与所得者等の人数が2人以上のときの軽減判定所得

#### (1) 7割軽減

[現 行] 33万円以下

[改正後]  $43万円 + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$  以下

#### (2) 5割軽減

[現 行]  $33万円 + (28万5千円 \times \text{被保険者} \cdot \text{特定同一世帯所属者数})$  以下

[改正後]  $43万円 + (28万5千円 \times \text{被保険者} \cdot \text{特定同一世帯所属者数})$   
+  $(10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$  以下

#### (3) 2割軽減

[現 行]  $33万円 + (52万円 \times \text{被保険者} \cdot \text{特定同一世帯所属者数})$  以下

[改正後]  $43万円 + (52万円 \times \text{被保険者} \cdot \text{特定同一世帯所属者数})$   
+  $(10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$  以下

### 2 施行期日

令和3年1月1日